

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		財団たる医療法人の残余財産の処分の認可
根拠条例・規則名		医療法、旧医療法
条 項		附則第 10 条第 2 項、第 56 条第 3 項
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （理由：許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。）
	設定等年月日	平成 19 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	審査期間 10 日
	設定等年月日	平成 19 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		経過措置型医療法人のみ摘要する。 （医療法人の解散の認可に付随）